証券コード　3417
令 和 ２年６月12日

株　主　各　位

東京都文京区音羽二丁目１番４号
大木ヘルスケアホールディングス株式会社
代表取締役会長　　松　井　秀　夫

第５回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。

さて、当社第５回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和２年６月26日（金曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．**日　　時**　令和２年６月29日（月曜日）午前10時（受付　午前９時より）

２．**場　　所**　ホテル椿山荘東京　ホテル棟４階　「ヒッコリールーム」

新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご出席に関しましては、体調をご確認のうえ感染防止にご配慮賜りますようお願い申しあげます。

また、本株主総会会場受付におきましては、開催日現在の状況に応じ、マスク着用やアルコール消毒液の設置など感染予防のための措置を講じてまいります。

会場内においても、間隔を空けて席を配置いたしますので、通常より席数が少なくなっております。株主の皆様におかれましては、可能な限り郵送での議決権の事前行使をお願い申しあげます。

３．**目的事項**

報告事項

１．第５期（平成31年４月１日から令和２年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第５期（平成31年４月１日から令和２年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　取締役７名選任の件

第２号議案　監査役１名選任の件

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

第４号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

第５号議案　退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、本招集ご通知の株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.ohki-net.co.jp/）に掲載することによりお知らせいたします。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成31年４月１日から
令和２年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復基調が期待されてきましたが、米中間での貿易摩擦、消費税増税に伴う景気の減速など、景気後退の見方が強まっていた中、年明け以降、新型コロナウイルスの感染拡大による経済への影響が増大し、景気の先行きは全く予断を許さない状況となっております。

当社グループの属するヘルスケア業界におきましても、人口減少による需要の減退、インバウンド需要の激減、大手ドラッグストアのM＆A等の生き残りをかけた再編、人件費・物流費の高騰等、当社グループを取り巻く経営環境の厳しさは継続しております。

このような状況のもと、当社グループは、消費者の多種多様なニーズを発掘し、「医薬品スタンディングの美と健康と快適な生活にウィングを持つ需要創造型の新しい中間流通業」の実現を目指しております。

当事業年度は引き続き中長期的な将来展望を踏まえ、未来に向けてチャレンジし続ける企業文化を構築するとともに、健康寿命延伸産業の中核流通となるべく、企業価値向上に取組んでまいりました。

その一環として、次世代物流システム検討プロジェクトによる業務の高度化・効率化・省人化対策に取組むとともに、災害対策に向けた事業基盤強化に取組んでおります。

また、物流体制の整備として新物流３拠点（青森・岡山・鹿児島）の開設を行いました。営業面では、小売店の専門性強化や消費者への情報を支援するツールとして、YouTubeを活用した大木オリジナル動画販促サイト「デジスタ(デジタルスタッフ)」での商品の詳しい説明や実使用シーンなどを動画で見られる新たなサービスを強化してまいりました。

さらに、「新しい売上げを作る!新しいお客様を作る!」べく、園芸ペット事業部を新設し、動物用医薬品・ペット保険の取り扱い等新しいカテゴリーへの取組を強化するとともに広範な商品調達力の拡充と非価格競争のできる商流力アップに努め、市場シェアを拡大するべく事業を積極的に展開いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高 277,260百万円（前連結会計年度比7.3%増）、営業利益 2,240百万円（前連結会計年度比10.1%増）、経常利益 3,203百万円（前連結会計年度比2.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益 2,366百万円（前連結会計年度比15.4%増）と増収増益となりました。

(2) 企業集団の財産及び損益の状況

項目＼期別	第２期（自 平成28.4.1 至 平成29.3.31）	第３期（自 平成29.4.1 至 平成30.3.31）	第４期（自 平成30.4.1 至 平成31.3.31）	第５期（自 平成31.4.1 至 令和2.3.31）
売上高	百万円 222,342	百万円 239,531	百万円 258,481	百万円 277,260
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円 759	百万円 2,313	百万円 2,050	百万円 2,366
１株当たり当期純利益	円 54.38	円 165.00	円 146.54	円 170.70
総資産	百万円 84,751	百万円 95,750	百万円 100,411	百万円 101,775
純資産	百万円 13,778	百万円 16,666	百万円 17,543	百万円 19,314

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社大木	2,486百万円	100.0%	医薬品等卸売業
リブ・ラボラトリーズ株式会社	100	99.1	食品・医薬品・雑貨製造販売卸売業
株式会社エコ・ファクトリー	10	100.0	環境対応日用品製造・卸売業
大木製薬株式会社	90	86.8	医薬品製造卸売業
エーアイピー大木株式会社	25	100.0	コンタクトレンズ及びその付属品卸売・小売業
株式会社奈良ドラッグ	10	100.0	医薬品等小売業
日野薬品工業株式会社	50	68.0	医薬品製造卸売業
株式会社ウイル	5	100.0	医薬品等卸売業

(注) リブ・ラボラトリーズ株式会社以下については当社子会社である株式会社大木の議決権比率を表示しております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

1．特定完全子会社の名称及び住所

株式会社大木

東京都文京区音羽二丁目１番４号

2．当社及び完全子会社等における特定完全子会社の株式の当事業年度の末日における帳簿価額の合計額

8,531百万円

3．当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額

9,067百万円

(4) 対処すべき課題

今後のわが国の消費支出は、高齢化、長期的な人口の減少傾向、高齢化・単身化等の要素による消費者のライフスタイルの多様化等のほか、今回の世界的な新型コロナウイルスの感染拡大を受け、急激に落ち込む消費者行動の変化の影響は計り知れず、先行きの情勢を見極めることは困難な状況であります。また、事態の収束とその後の景気の回復には相当の時間を要するものと思われ、当社グループを取り巻く経営環境は厳しい状況が続くものと予測しております。

このような状況の下、当社グループは従業員が安全に働くことができる職場環境づくりに最善を尽くすとともに、最終年度を迎える中期経営計画（2018年度～2020年度）の基本方針に基づく諸施策を、得意先・消費者動向の変化に柔軟に対応させつつ機動的に推し進めてまいります。

ヘルスケア卸をとりまく環境は、競合他社とのシェア獲得競争や価格競争の激化に加え、大手ドラッグストアのＭ＆Ａや資本・業務提携での再編が一段と加速し、センターフィー等のコスト負担要求や納入価交渉も引き続き厳しい局面を迎え、売上総利益率の更なる低下が予想されます。また、人手不足による採用難や人件費の高騰、物流コストの上昇など引き続き厳しい経営環境が想定されます。

次期につきましては、消費環境は依然として不透明な状況にある中で、当社グループとしては、新規需要の開拓、潜在需要の顕在化等を店頭とともに実現し、一人当たりの消費支出の拡大を図ります。また、メーカー様との共労により利益管理を徹底してまいります。さらに、社内においては、ＩＴの活用により更なる経費削減を図ってまいります。

環境の変化に伴う消費者ニーズの変化を的確にとらえ、消費者満足の向上を通じて社会に貢献していくことを掲げ、これまでの経営努力や事業戦略を着実に進め安定的な成長を目指す一方、更なる飛躍に向けて戦略を講じ、一層の企業体質・サービス機能の強化及び経営の効率化に向けて、以下の項目を徹底的に推進して収益の一層の向上に取組んでまいります。

第一に利益管理の徹底

第二にMD(マーチャンダイジング商品)の構成比アップ

第三にPB商品等の商品開発提案力の強化

第四に異業態との取引強化

第五にＩＴを活用したシステム全般の見直しによる経費削減

今後も販売実績の向上と一層のローコスト経営を目指し、ヘルスケア流通業として名実共にナンバーワン卸を目指し、業績の向上に取組んでゆく所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（令和２年３月31日現在）

当社グループは、主として当社及び連結子会社８社で構成されております。また、各社の主な事業内容は、医薬品等の製造・販売業であり、単一のセグメントであります。各社は主として、株式会社大木及び株式会社大木の取引先を対象に事業を営んでおります。

(6) 主要な事業所（令和２年３月31日現在）

① 当社

事業所名	所在地
本社	東京都文京区

② 重要な子会社

会社名	所在地
株式会社大木	東京都文京区
リブ・ラボラトリーズ株式会社	同上
株式会社エコ・ファクトリー	同上
大木製薬株式会社	東京都千代田区
エーアイピー大木株式会社	福岡県福岡市
株式会社奈良ドラッグ	大阪府大阪市
日野薬品工業株式会社	滋賀県蒲生郡
株式会社ウイル	東京都千代田区

（注） リブ・ラボラトリーズ株式会社以下については当社子会社である株式会社大木の子会社であります。

(7) 使用人の状況（令和２年３月31日現在）

使用人数	前連結会計年度末比増減
591（890）名	増22（増減0）名

（注）使用人数は就業員数であり、パート及びアルバイトは（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 企業集団の主要な借入先の状況（令和２年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,000百万円
株式会社みずほ銀行	916
株式会社三井住友銀行	900
株式会社りそな銀行	782
三井住友信託銀行株式会社	500

２．会社の現況

(1) 株式の状況（令和２年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　50,000,000株
② 発行済株式の総数　14,072,100株
③ 株主数　2,419名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
ロート製薬株式会社	1,759千株	12.719%
東邦ホールディングス株式会社	1,413	10.215
国分グループ本社株式会社	1,000	7.229
株式会社三菱UFJ銀行	567	4.100
大木ﾍﾙｽｹｱﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ取引先持株会	530	3.834
第一三共ヘルスケア株式会社	510	3.688
武田コンシューマーヘルスケア株式会社	500	3.614
株式会社ツムラ	486	3.519
久光製薬株式会社	412	2.985
松井秀夫	354	2.562

（注）持株比率は、自己株式238,834株を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（令和２年３月31日現在）

会社における地位、担当及び重要な兼職の状況	氏　　名
会　　長（代表取締役）	松　井　秀　夫
取締役社長（代表取締役）	松　井　秀　正
専務取締役（代表取締役）	宇　部　由　信
専務取締役（代表取締役）	平　野　源　明
常務取締役	植　木　雅　昭
取　締　役	荒　山　周　久
取　締　役	宮　本　正　博
取　締　役	川　上　眞　吾
監　査　役（常勤）	長　　洋
監　査　役	田　中　　安
監　査　役	池　上　　弘

（注）１．取締役川上眞吾氏は、社外取締役であります。
２．監査役田中　安氏及び池上　弘氏は、社外監査役であります。
３．当該事業年度に係る役員の重要な兼職の状況は、以下のとおりであります。
・取締役松井秀夫氏は、株式会社大木、株式会社エコ・ファクトリー、大木製薬株式会社、エーアイピー大木株式会社、日野薬品工業株式会社の代表取締役を兼務しております。
・取締役松井秀正氏は、株式会社大木、大木製薬株式会社、リブ・ラボラトリーズ株式会社、株式会社奈良ドラッグ、日野薬品工業株式会社の代表取締役、株式会社エコ・ファクトリー、エーアイピー大木株式会社の取締役を兼務しております。
・取締役宇部由信氏は、株式会社大木の代表取締役、リブ・ラボラトリーズ株式会社、株式会社エコ・ファクトリー、大木製薬株式会社、エーアイピー大木株式会社、日野薬品工業株式会社の取締役を兼務しております。
・取締役植木雅昭氏は、株式会社大木、リブ・ラボラトリーズ株式会社、エーアイピー大木の取締役を兼務しております。
・取締役荒山周久氏は、株式会社大木の取締役を兼務しております。
・取締役宮本正博氏は、株式会社大木の取締役を兼務しております。
・監査役長　洋氏は、株式会社大木、リブ・ラボラトリーズ株式会社、大木製薬株式会社、株式会社奈良ドラッグ、エーアイピー大木株式会社、日野薬品工業株式会社の監査役を兼務しております。
４．株式会社大木は当社の完全子会社であります。
５．監査役田中安氏は、東京証券取引所の定める独立役員であります。
６．監査役池上弘氏は、前監査役白石篤司氏が２月に体調不良により辞任されたことに伴い、補欠監査役より監査役に就任しております。
７．監査役長　洋氏は、長年にわたり株式会社大木の経理部に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役	8名	168百万円
（うち社外取締役）	(1)	(0)
監査役	4	9
（うち社外監査役）	(3)	(2)
合計	12	178

（注）１．取締役の報酬限度額は、平成28年６月28日開催の第１回定時株主総会において年額200百万円以内（うち、社外取締役10百万円以内）と決議いただいております。
２．監査役の報酬限度額は、平成28年６月28日開催の第１回定時株主総会において年額25百万円以内と決議いただいております。
３．上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額13百万円（取締役12百万円、監査役１百万円）を含んでおります。

③ 社外取締役に関する事項

	取締役会（27回開催）	
	出席回数	出席率
取締役　川上眞吾	25回	93%

（注）　取締役会における発言状況

取締役　川上眞吾氏は、第５期開催の取締役会27回の内25回出席し、議案審議において、長年にわたる経営者としての知識と経験に基づき適宜発言を行っております。

④ 社外監査役に関する事項

	取締役会（27回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役　白石篤司	23回	100%	13回	100%
監査役　田中　安	27	100	14	100
監査役　池上　弘	4	100	1	100

（注）　取締役会及び監査役会における発言状況

監査役　白石篤司氏は、令和２年２月10日に辞任するまでの間に開催された第５期開催の取締役会23回の内23回出席し、また同じく辞任するまでに開催された監査役会13回の内13回出席し、議案審議及び社長との懇談等に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

監査役　田中　安氏は、第５期開催の取締役会27回の内27回出席し、また監査役会14回の内14回出席し、議案審議及び社長との懇談等に必要な発言を適宜行っております。

監査役　池上　弘氏は、令和２年２月10日に就任後第５期開催の取締役会４回の内４回出席し、また同じく就任後開催された監査役会１回の内１回出席し、議案審議及び社長との懇談等に必要な発言を適宜行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名　　称　　太陽有限責任監査法人

② 報 酬 等 の 額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	8百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35

（注）1．会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、合計額を記載しております。
3．会計監査人監査の対象となる全ての子会社につきましても、太陽有限責任監査法人が会計監査人となっております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、上記の場合のほか、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

３．会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループ各社の取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。

当社グループ各社の取締役会は、内部統制システムの基本方針を決定し、取締役が適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。

当社グループ各社の監査役は、監査役会規則及び監査役監査基準に基づき、内部統制システムが有効に機能しているかを確認する。また、それぞれの会社の取締役の職務執行の法令・定款への適合性及び適正性について監査を実施する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会等の重要な会議の意思決定に係る情報、重要な決裁に係る情報等については、法令及び文書管理規程等の社内規程に従い、適正に記録し、定められた期間中、適切に保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役等が閲覧可能な状態にて管理する。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、グループ全体のリスクを統括的に管理するために、リスク管理規程等の社内規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、発生したリスクへの対処方法及び是正手段等を定める。

業務を執行する当社の各部門及び当社子会社は、定期的にリスク管理の状況を内部統制委員会に報告する。内部統制委員会は、リスク管理の状況が適切かどうかを検討し、取締役会に報告する。

④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを取締役会規則に定めるとともに、月１回の定時取締役会及び随時開催される臨時取締役会において、経営に関する意思決定並びに取締役の業務執行状況の管理及び監督を行う。

当社グループ各社の取締役は、ＩＴ環境の整備を強化し、職務執行における迅速性及び効率性を推進する。

⑤　当社及び当社子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、コンプライアンスに則った企業活動を実践することが経営の重要課題であると認識しており、当社及び当社子会社の取締役及び使用人が法令・定款及び当社の経営理念を遵守した行動をとるための「行動規範」を制定し、企業倫理などの基本姿勢を明確にするとともに、その周知徹底を図る。

当社グループは、グループのコンプライアンス体制の確立を図り、公正公平な職務の推進を確保するため、コンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持するとともに、法令違反その他のコンプライアンス上の課題の検討及び対応を行う。

当社グループは、当社及び当社子会社における法令遵守の観点から、コンプライアンスに反する行為を早期に発見し、是正するための手段として社内通報連絡窓口を設置する。

当社グループの業務執行部門から独立した内部監査部門である業務監査班が、業務監査の一環として、コンプライアンス体制の構築・運用状況について、内部監査を実施する。

⑥　当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社及び当社子会社の業務の適正を確保し、グループ経営の効率性の向上を図るため、子会社管理の基本方針及び当社に対する報告事項等を関係会社管理規程に定める。

当社子会社は、関係会社管理規程に基づき、子会社における重要事項の決定に関して当社への事前協議・報告を求めるほか、経営計画、損益及び業務執行状況の報告を当社に定期的に行う。当社の関係会社管理の統括部門は、当該報告等により子会社の業務の適正性及び効率性を確認するとともに、必要に応じてモニタリングを行う。

⑦　当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する使用人は配置していないが、監査役が当該使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役会と協議のうえ、期間を限定して、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。

⑧　前項の使用人の当社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

指名された使用人への指揮権は、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性を確保するために、その監査補助の期間中は、監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。

⑨　当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他当社の監査役への報告に関する体制

当社の監査役は、取締役会以外にも当社グループの経営会議等の重要な会議へ出席し、重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について、随時、報告を求めることができる。

当社の監査役は、職務執行に必要と判断した事項について、随時、当社及び当社子会社の取締役及び使用人に報告を求めることができる。また、議事録等の情報の記録を閲覧できる。

当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、法定の報告事項のみでなく、取締役又は使用人の不正行為又は法令・定款違反行為、当社及び当社子会社に重要な影響又は損害を及ぼすおそれのある事実を知った場合、遅滞なく当社の監査役に報告する。

⑩　前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前項の監査役への報告をした当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を、当社及び当社子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

⑪　当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑫　その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題や監査上の課題等について意見交換を行い、相互認識と信頼関係を確保する。

当社の監査役会は、会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行って連携を図り、必要に応じて調査及び報告を求めるなど、より効率的かつ効果的な監査を行う体制を構築する。

⑬　財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等の定めに従って、財務報告に係る内部統制を整備し、適切な運用に努めるとともに、それを評価するための体制を確保する。

⑭　反社会的勢力の排除に向けた体制

当社グループは、「行動規範」において反社会的勢力との関係遮断を定め、統括管理本部を反社会的勢力への対応統括部署として反社会的勢力排除のための体制を整備する。

当社グループは、反社会的勢力からの不当・不法な要求に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

⑵　業務の適正を確保する体制の運用状況

当社及び当社グループのコーポレート・ガバナンスの充実に向けた最近１年間（当事業年度の末日から遡って１か年）における実施状況は次のとおりであります。

①　当社取締役会を27回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次の経営業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

②　当社の監査役会を14回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守について監査いたしました。

③　当社グループの取締役及び業務監査班を中心に内部統制委員会を４回開催し、各事業部毎に事業活動に重要な影響を及ぼす外部環境の変化の有無、債権債務管理に問題の発生する取引先の有無、会社全体における訴訟・紛争発生の実績、見込みの有無等について報告及び審議いたしました。

④　当社グループの取締役・業務本部・薬事室・及び業務監査班からなるコンプライアンス委員会を12回開催し、業法（医薬品医療機器等法）に伴う作業の適正性についての報告及び審議をいたしました。

⑶　会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最も重要な経営課題のひとつとして位置付け安定配当を継続することを基本とし、業績並びに今後の事業展開等を勘案して、配当を行う方針としております。

それに基づき、当期の期末配当金につきましては、当社定款の規定に基づき、令和２年５月19日開催の当社取締役会において、令和２年３月31日を基準日として、株主の皆様のご支援に報いるため増配とし、１株につき19円の配当とすることに決定いたしました。

なお、当社は平成27年10月１日の設立時より取締役会決議で剰余金の配当等を決定することができる旨の定款を定めております。

連結貸借対照表

（令和２年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**84,029**	**流動負債**	**79,793**
現金及び預金	4,001	支払手形及び買掛金	48,089
受取手形及び売掛金	56,329	電子記録債務	21,593
たな卸資産	17,571	短期借入金	5,697
未収入金	5,926	未払法人税等	521
その他	212	賞与引当金	288
貸倒引当金	△12	返品調整引当金	145
		その他	3,457
固定資産	**17,745**	**固定負債**	**2,666**
		長期借入金	258
有形固定資産	**6,288**	繰延税金負債	1,094
建物及び構築物	2,244	役員退職慰労引当金	227
機械装置及び運搬具	296	退職給付に係る負債	889
土地	3,404	その他	196
その他	343	**負債合計**	**82,460**
		純資産の部	
無形固定資産	**92**	**株主資本**	**15,471**
投資その他の資産	**11,364**	**資本金**	**2,486**
投資有価証券	8,343	**資本剰余金**	**1,432**
関係会社株式	213	**利益剰余金**	**11,807**
関係会社長期貸付金	215	**自己株式**	**△255**
その他	2,639	**その他の包括利益累計額**	**3,737**
貸倒引当金	△47	その他有価証券評価差額金	3,805
		退職給付に係る調整累計額	△68
		非支配株主持分	**105**
		純資産合計	**19,314**
資産合計	**101,775**	**負債・純資産合計**	**101,775**

連結損益計算書

（平成31年４月１日から
令和２年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**277,260**
売上原価		**249,345**
売上総利益		**27,914**
販売費及び一般管理費		**25,674**
営業利益		**2,240**
営業外収益		
受取利息及び配当金	173	
仕入割引	287	
情報手数料	385	
その他	297	1,142
営業外費用		
支払利息	34	
その他	144	179
経常利益		**3,203**
特別利益		
受取補償金	141	141
特別損失		
店舗閉鎖損失	13	13
税金等調整前当期純利益		**3,332**
法人税、住民税及び事業税		894
法人税等調整額		3
当期純利益		**2,434**
非支配株主に帰属する当期純利益		68
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,366**

連結株主資本等変動計算書

（平成31年４月１日から
令和２年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,486	1,432	9,750	△69	13,600
当期変動額					
剰余金の配当			△251		△251
自己株式の取得				△186	△186
親会社株主に帰属する当期純利益			2,366		2,366
連結子会社株式の取得による持分の増減		△0			△0
持分法の適用範囲の変動			△57	0	△56
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
当期変動額合計	―	△0	2,057	△185	1,871
当期末残高	2,486	1,432	11,807	△255	15,471

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	3,985	△81	3,904	38	17,543
当期変動額					
剰余金の配当					△251
自己株式の取得					△186
親会社株主に帰属する当期純利益					2,366
連結子会社株式の取得による持分の増減					△0
持分法の適用範囲の変動					△56
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△180	12	△167	67	△99
当期変動額合計	△180	12	△167	67	1,771
当期末残高	3,805	△68	3,737	105	19,314

連 結 注 記 表

Ⅰ　連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

①　連結子会社の状況

・連結子会社の数　　８社

・主要な連結子会社の名称　　㈱大木
リブ・ラボラトリーズ㈱
㈱エコ・ファクトリー
エーアイピー大木㈱
大木製薬㈱
㈱ウイル
㈱奈良ドラッグ
日野薬品工業㈱

②　非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称　　上海大木美健貿易有限公司
大木オーバーシーズ㈱

・連結の範囲から除いた理由　　非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

①　持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

・持分法適用の非連結子会社又は関連会社数
該当事項はありません。

・持分法適用の範囲の変更　　当連結会計年度より、大木化粧品㈱及び㈱アルファーにつきましては、重要性が乏しくなったため、持分法適用の範囲より除外しております。

②　持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・主要な会社等の名称　　大木化粧品㈱
㈱アルファー
上海大木美健貿易有限公司
大木オーバーシーズ㈱

・持分法を適用しない理由　　各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

・有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

・たな卸資産……主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

・有形固定資産（リース資産を除く）……車両については定率法、その他の有形固定資産については主として定額法を採用しております。
取得原価が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、３年間で均等償却しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	３～50年
機械装置及び運搬具	４～17年

・無形固定資産（リース資産を除く）……自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法、それ以外の無形固定資産については定額法を採用しております。

・リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

・貸倒引当金……売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

・賞与引当金……従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

・返品調整引当金……返品による損失に備えるため、当連結会計年度末の売上債権残高に当連結会計年度及び前連結会計年度の平均返品率と当連結会計年度の売上総利益率を乗じた額を計上しております。

・役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

・退職給付に係る負債の計上基準

1．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2．数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

・重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

・消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税は税抜方式によっております。

Ⅱ 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　5,350百万円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

有形固定資産	4,318百万円
投資有価証券	838百万円
計	5,156百万円

② 担保に係る債務

短期借入金	2,383百万円
長期借入金	248百万円
仕入債務	2,680百万円
計	5,312百万円

Ⅲ　連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　　14,072,100株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決　　議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
令和元年５月14日 取締役会	普通株式	252	18	平成31年３月31日	令和元年６月６日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

令和２年５月19日開催の取締役会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決定しております。

・配当金の総額　　262百万円
・１株当たり配当額　　19円
・基準日　　令和２年３月31日
・効力発生日　　令和２年６月15日

なお、配当原資については、利益剰余金としております。

Ⅳ　金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金、未収入金に係る顧客の信用リスクは、与信管理の手続に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式のみであり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は主として運転資金であります。

２．金融商品の時価等に関する事項

令和２年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	4,001	4,001	―
(2) 受取手形及び売掛金	56,329	56,329	―
(3) 未収入金	5,926	5,926	―
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	7,043	7,043	―
(5) 支払手形及び買掛金	(48,089)	(48,089)	―
(6) 電子記録債務	(21,593)	(21,593)	―
(7) 短期借入金	(5,697)	(5,697)	―
(8) 長期借入金	(258)	(256)	△1

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、並びに(3)未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6)電子記録債務並びに(7)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（注2）非上場株式（連結貸借対照表計上額1,299百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

Ⅴ　１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　1,392円77銭

(2) １株当たり当期純利益　170円70銭

Ⅵ　重要な後発事象

該当事項はありません。

貸借対照表

(令和２年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**437**	**流動負債**	**185**
		未払法人税等	4
現金及び預金	368	未払消費税等	8
		未払金	172
未収入金	66	その他	0
		固定負債	**58**
その他	2	役員退職慰労引当金	58
		負債合計	**244**
		純資産の部	
固定資産	**8,630**	**株主資本**	**8,823**
		資本金	**2,486**
投資その他の資産	**8,630**	**資本剰余金**	**6,044**
		資本準備金	1,475
関係会社株式	8,621	その他資本剰余金	4,569
		利益剰余金	**527**
その他	9	その他利益剰余金	527
		繰越利益剰余金	527
		自己株式	**△235**
		純資産合計	**8,823**
資産合計	**9,067**	**負債・純資産合計**	**9,067**

損　益　計　算　書

（平成31年４月１日から
令和２年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		615
営業費用		257
営業利益		358
営業外収益		
受取利息	0	
雑収入	4	4
営業外費用		
雑損失	1	1
経常利益		360
税引前当期純利益		360
法人税、住民税及び事業税		8
法人税等調整額		△0
当期純利益		352

株主資本等変動計算書

（平成31年４月１日から
令和２年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金
当期首残高	2,486	1,475	4,569
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			
当期変動額合計	―	―	―
当期末残高	2,486	1,475	4,569

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金			
	繰越利益剰余金			
当期首残高	427	△49	8,909	8,909
当期変動額				
剰余金の配当	△252		△252	△252
当期純利益	352		352	352
自己株式の取得		△186	△186	△186
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				―
当期変動額合計	99	△186	△86	△86
当期末残高	527	△235	8,823	8,823

個 別 注 記 表

Ⅰ　重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①　子会社株式　　移動平均法による原価法

(2) 引当金の計上基準

①　役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税は税抜方式によっております。

Ⅱ　貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

①　短期金銭債務　　164百万円

Ⅲ　損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①　営業収益　　615百万円

②　その他の営業取引高　　33百万円

Ⅳ　株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式　　238,834株

Ⅴ　税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、未払金の否認等であります。

Ⅵ　関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

種　類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科　目	期末残高(百万円)
子会社	㈱大木	所有 直接100%	経営管理 役員の兼務、業務の委託等	経営管理料の受取	264	－	－
				業務の委託	25	－	－
				資金の立替	－	未払金	164
				配当金の受取	351	－	－

(注) 1　上記(1)の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2　取引条件及び取引条件の決定方針等

上記(1)の経営管理料及び業務委託料については、双方協議のうえ合理的に決定しております。

Ⅶ　１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　　637円83銭

(2) １株当たり当期純利益　　25円34銭

Ⅷ　重要な後発事象

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和２年５月29日

大木ヘルスケアホールディングス株式会社
取　締　役　会　御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　須　永　真　樹　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　髙　橋　康　之　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、大木ヘルスケアホールディングス株式会社の平成31年４月１日から令和２年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大木ヘルスケアホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和２年５月29日

大木ヘルスケアホールディングス株式会社
取　締　役　会　御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　須　永　真　樹　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　髙　橋　康　之　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、大木ヘルスケアホールディングス株式会社の平成31年４月１日から令和２年３月31日までの第５期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成31年４月１日から令和２年３月31日までの第５期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

一　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

二　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

三　会計監査人が独立の立場を保持、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和２年６月１日

大木ヘルスケアホールディングス株式会社　監査役会

常勤監査役　長　洋 ㊞

社外監査役　田　中　安 ㊞

社外監査役　池　上　弘 ㊞

（注）監査役　田中　安及び池上　弘は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役７名選任の件

現任取締役８名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	まつ　い　ひで　お 松　井　秀　夫 （昭和17年６月28日生）	昭和47年８月　株式会社大木入社 昭和53年12月　同社取締役 昭和56年12月　同社常務取締役 昭和59年11月　同社代表取締役常務取締役 昭和60年12月　同社代表取締役専務取締役 昭和63年12月　同社代表取締役副社長 平成８年12月　同社代表取締役社長 平成18年６月　同社代表取締役社長執行役員 平成22年６月　同社代表取締役会長兼社長執行役員 平成27年10月　当社代表取締役会長兼社長 平成30年６月　株式会社大木代表取締役会長執行役員（現任） 当社代表取締役会長（現任）	354,422株
2	まつ　い　ひで　まさ 松　井　秀　正 （昭和49年６月10日生）	平成11年４月　株式会社大木入社 平成15年４月　同社システム部副部長 平成17年４月　同社東京支店長 平成18年６月　同社取締役執行役員 平成18年７月　同社大阪支社長 平成19年７月　同社社長室長兼経営企画室長 平成21年６月　同社専務取締役執行役員 平成22年６月　同社代表取締役副社長執行役員 平成22年７月　同社業務本部本部長 平成22年11月　同社社長室長兼業務本部本部長 平成23年６月　大木製薬株式会社代表取締役社長 平成27年５月　同社取締役 平成27年６月　株式会社大木経営企画室長 平成27年10月　当社代表取締役副社長 平成30年６月　株式会社大木代表取締役社長執行役員（現任） 当社代表取締役社長（現任）	55,114株
3	う　べ　よし　のぶ 宇　部　由　信 （昭和38年10月16日生）	昭和57年４月　株式会社大木入社 平成８年３月　同社東京支店中央第一営業所販売課長 平成８年12月　同社多摩支店長 平成11年４月　同社営業企画本部部長 平成12年６月　同社取締役 同社営業企画本部本部長（現任） 平成16年６月　同社常務取締役 平成18年６月　同社取締役専務執行役員 平成21年６月　同社代表取締役専務執行役員 平成27年10月　当社代表取締役専務（現任） 平成30年６月　株式会社大木代表取締役副社長執行役員（現任）	18,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	うえ き まさ あき 植 木 雅 昭 （昭和33年８月21日生）	昭和58年４月　株式会社大木入社 平成７年10月　同社業態開発部次長 平成10年10月　同社業態開発部長 平成12年６月　同社執行役員 平成16年６月　同社取締役 平成17年10月　同社営業本部副本部長 平成18年６月　同社執行役員 平成21年６月　同社取締役執行役員 平成22年６月　同社取締役常務執行役員 平成22年７月　同社営業本部営業統括部長 平成24年７月　同社営業本部本部長 平成27年10月　当社常務取締役（現任） 平成30年６月　株式会社大木取締役専務執行役員（現任） 令和２年４月　同社営業本部営業管掌（現任）	9,500株
5	あら やま かね ひさ 荒 山 周 久 （昭和46年11月18日生）	平成４年４月　株式会社大木入社 平成13年５月　同社大阪支社営業部第四チームマネージャー 平成18年７月　同社大阪支店営業部長 平成20年７月　同社名古屋支店副支店長 平成21年２月　同社名古屋支店長 平成21年７月　同社名古屋支社長 平成24年６月　同社取締役執行役員（現任） 平成24年７月　同社営業本部副本部長兼名古屋支社長兼快適生活用品事業部長 平成27年10月　当社取締役（現任） 平成30年４月　株式会社大木取締役執行役員営業本部副本部長兼名古屋支社長 令和２年４月　同社取締役執行役員営業本部本部長（現任）	1,300株
6	みや もと まさ ひろ 宮 本 正 博 （昭和29年７月21日生）	昭和52年４月　成和産業株式会社（(現)ティーエスアルフレッサ株式会社）入社 平成11年10月　株式会社健翔経理部長 平成23年３月　株式会社健翔大木総務部長 平成23年12月　株式会社大木経理部長 平成28年６月　同社取締役執行役員業務本部長兼経理部長兼社長室長 平成29年６月　当社取締役（現任） 令和２年６月　株式会社大木取締役執行役員業務本部長兼経理部長（現任）	1,500株
7	かわ かみ しん ご 川 上 眞 吾 （昭和29年10月16日生）	平成６年４月　株式会社サン・ダイコー営業企画課長 平成13年４月　同社フード事業部営業部長 平成15年４月　同社管理本部副本部長 平成17年４月　株式会社リードヘルスケア取締役管理本部長 平成18年４月　同社常務取締役営業本部長 平成19年６月　同社代表取締役専務 平成20年４月　同社代表取締役社長 平成21年６月　株式会社大木社外取締役 平成25年４月　株式会社サン・ダイコー代表取締役社長(現任) 平成27年10月　当社社外取締役（現任）	0株

（注）１．上記各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
２．川上眞吾氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であり、当社の社外取締役に就任してからの期間は４年９ヶ月であります。
３．川上眞吾氏は、医薬品業界での経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、当社の社外取締役に相応しい人物であります。
４．川上眞吾氏は、当社子会社の株式会社大木の社外取締役であったことがあります。
５．取締役候補者の重要な兼職の状況は、事業報告の２．会社の現況(2) 会社役員の状況①取締役及び監査役の状況の（注）３．に記載のとおりであります。

第２号議案　監査役１名選任の件

現任監査役池上弘氏は、本総会終結の時をもって退任することとなります。つきましては、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
駒崎一郎 （こまざきいちろう） （昭和17年８月5日生）	昭和58年６月	ファルマシア株式会社入社マーケティング部長	0株
	昭和62年12月	テクニコン株式会社入社、営業・マーケティング部長	
	平成５年11月	ラジオメータートレーディング株式会社入社、営業・マーケティング担当、副社長	
	平成10年４月	エムシーメディカル株式会社入社、営業担当役員	
	平成20年４月	埼玉医科大学保健医療学部非常勤講師（現任）	
	平成25年９月	AQスキンソリューションズジャパン株式会社設立、代表取締役会長（現任）	

（注）１．上記候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
２．駒崎一郎氏は、会社法施行規則第２条第３項第８号に定める社外監査役の候補者であります。
３．駒崎一郎氏につきましては、経営者・講師等多彩な職歴としての見地からの監査を期待するものであります。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

社外監査役が法令に定められる員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役の補欠として、あらかじめ補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
いけ がみ　　ひろし 池　上　　弘 （昭和11年３月10日生）	昭和35年９月　埼玉県土木部建築課入所 昭和47年４月　県庁舎建設事務所主任 昭和62年４月　教育局管理部財務課主幹 平成７年４月　埼玉県副知事 平成10年４月　道路公社理事長 平成11年３月　同公社退職 平成13年６月　株式会社大木社外監査役 平成27年10月　大木ヘルスケアホールディングス株式会社社外監査役 平成28年８月　社外監査役辞任 令和２年２月　社外監査役就任	0株

（注）１．上記候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
２．池上弘氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
３．池上弘氏は、官界で要職を務めた豊富な経歴により培われた観点からの監査を期待できるものと判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。また、過去に会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
４．池上弘氏は、過去に当社及び当社子会社の株式会社大木の社外監査役であったことがあります。

第４号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会の終結の時をもって取締役を退任されます平野源明氏に対し、その在任中の労に報いるため退職慰労金を、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
平　野　源　明	平成27年10月　当社代表取締役専務就任（現任）

第５号議案　退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

令和２年２月に監査役を辞任されました白石篤司氏及び本総会にて退任されます池上弘氏に対し、その在任中の労に報いるため退職慰労金を、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
白　石　篤　司	平成27年10月　当社社外監査役 令和２年２月　当社社外監査役辞任
池　上　　弘	令和２年２月　当社社外監査役（現任）

以上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会場：東京都文京区関口二丁目10番８号
　　ホテル椿山荘東京　ホテル棟４階　「ヒッコリールーム」
電話：03－3943－1111

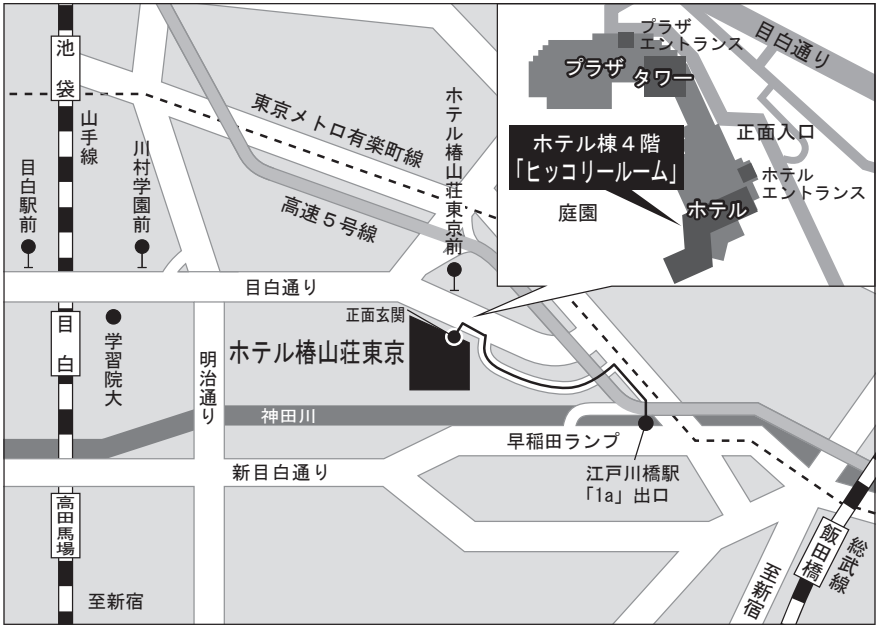

交通

東京メトロ　　有楽町線「江戸川橋」駅下車　１ａ出口　徒歩10分

ＪＲ・バス　ＪＲ山手線「目白」駅前の横断歩道を渡り、左手のバス停「目白駅前」より都バス新宿駅西口行き、又は右手の「川村学園前」より椿山荘行き・新宿駅西口行きにて「ホテル椿山荘東京前」下車。（所要時間10分）

＊　正面入口から入り左手ホテル棟玄関へお進みください。